

さいたま市選挙管理委員会告示第22号

さいたま市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月23日

さいたま市選挙管理委員会委員長 野崎 正

さいたま市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

さいたま市選挙管理委員会規程（平成15年さいたま市選挙管理委員会告示第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 事務局に理事、副理事、事務局次長（以下「次長」という。）又は<u>参事</u>を置くことができる。</p> <p>3 選挙課に副参事、課長補佐、主幹、<u>総合調整幹、調整幹</u>、専門幹、参与又は主査を置くことができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>(事務局長等の専決事項)</p> <p>第22条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、特に重要又は異例であると認められる事項は、委員長の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 課長相当職以上の所属の職員の休暇その他服務に関すること。</p> <p>(2) 課長相当職以上の職員の出張の命令及びその復命の受理に関すること。</p> <p>(3) 課長相当職以上の所属の職員の時間外勤務及び休日勤務の命令に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 事務局に理事、副理事、事務局次長（以下「次長」という。）<u>、参事、総合調整幹又は調整幹</u>を置くことができる。</p> <p>3 選挙課に副参事、課長補佐、主幹、専門幹、参与又は主査を置くことができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>(事務局長等の専決事項)</p> <p>第22条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、特に重要又は異例であると認められる事項は、委員長の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 課長相当職以上の所属の職員、<u>総合調整幹及び調整幹</u>の休暇その他服務に関すること。</p> <p>(2) 課長相当職以上の職員、<u>総合調整幹及び調整幹</u>の出張の命令及びその復命の受理に関すること。</p> <p>(3) 課長相当職以上の所属の職員、<u>総合調整幹及び調整幹</u>の時間外勤務及び休日勤務の命令に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

選挙管理委員会事務局

「告示期間の期限日（令和8年4月6日まで）」